

秋田市公告

秋田県知事職務代理者より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年4月15日

秋田市長 佐竹 敬久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・1・44号 新都市大通線

3・4・45号 上北手雄和線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課